

## 平成 30 年第 1 回定例会 社会問題対策特別委員会

平成 30 年 3 月 8 日

赤井委員

今回、神奈川高齢者保健福祉計画の改定ということで、はじめに政府や内閣府、様々なところでの高齢者の定義なのですが、政府としての高齢者、ここら辺はどういう形で定義をされているか。

高齢福祉課長

介護保険法によりますと、高齢者は 65 歳以上と規定をされております。政府のほうの高齢社会対策大綱におきましては、高齢者の体力的年齢が若くなっており、65 歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや現実的なものではなくなりつつあるということで大綱のほうに記載がされております。

赤井委員

政府としては、高齢者について一律に定義はないと明確に言っています。ただし、いろいろな政策目的や社会の実態を踏まえて、様々な法律ではそれぞればらばらにあるという形なのですね。例えば、今日は警察が来ていますが、道路交通法では高齢者、高齢運転は 70 歳という形、70 歳以上が高齢運転になっていきますし、また雇用の安定等に関する法律施行規則では高年齢者は 55 歳以上、もう 55 歳から高年齢、中高年齢者は 45 歳、ですから、もう皆さん中高年齢者、高年齢に入る、我々も当然高齢者ですが。それから、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革推進に関する法律では、高齢者は法律上、年齢の定義はないと明確に言っています。一般通念上の高齢者、そして、たしか去年の 1 月でしたか、日本老年学会、それから日本老年医学会の提言として、10 年前、20 年前と比較をすると加齢に伴う身体的機能変化の出現が 5 年から 10 年遅れているという意味で、65 から 74 の前期高齢者では心身の健康が保たれており活発な社会活動が可能な人が大多数だと、各種意識調査でも 65 歳以上を高齢者とすることに否定的な意見が強くなっているということで、準高齢者を 65 歳から 74 歳、高齢者は 75 歳から 89 歳、超高齢者を 90 歳以上と、こんなふうに老年学会のほうでは去年の 1 月 5 日に提言をしています。ただ、いろいろな法律でも既に 65 歳でいろいろな制約があるという形で、これを変えるのは難しいかもしれませんが、とにかく今、神奈川県も人生 100 歳時代の設計図の取組ということでいろいろ取り組んでいます。そういう意味では、皆さんもまだ人生半分行ってないわけですね。私たちは少し半分を過ぎましたが、そういう意味では人生 100 歳時代に向けて、本当に大変なことだとも思います。

そんな中で、先ほど来、かながわ人生 100 歳時代ネットワークの話がありました。去年の 6 月にできて、ポータルサイトもつくるというような話もありました。もう一回確認なのですが、このネットワークの構成やネットワークの業務内容について、簡単をお願いします。

政策調整担当課長

少し経緯も含めましてお答えしたいと思います。人生 100 歳時代の取組につきましては、平成 28 年度、様々な機会を通じて課題提起させていただきました。

て、県民の皆様、それから有識者の方々、幅広く議論を重ねてまいりました。そうした中で多くの方から、意欲ある高齢者が学び直し、社会参加や仕事を通じて活躍できる仕組みづくりが必要との御意見を頂いたところです。このような人生100歳時代に対応した仕組みづくりのためには、県だけではなくて市町村、大学、企業、NPOなど、様々な主体が連携しながら取組を進めていくことが必要だと考えました。そこで、様々な主体が情報交換をしたり、協働して新たな資格、スキルを学べる機会をつくり出したり、活動の場につなげる仕組みを創出することなどを目的としまして、ネットワークを昨年6月に立ち上げたところであります。構成員としましては、今年2月末現在ですが、県をはじめ市町村、大学、企業、NPOなどが41団体、それから有識者3名にお入りいただいています。

赤井委員

このネットワークで昨年、更にその前の年、ネットワークのたしかキックオフという形で第1回のフォーラムを、三浦雄一郎さんに来ていただいてやったと思います。私もそれに行かせていただきましたが、昨年、第2回目が開かれたと伺っておりますが、この特筆すべき内容、アンケートなどもとったと思うのですが、ここら辺の内容、特筆すべき点についてと同時に、今後、新年度についてはどう考えられているのか。

政策調整担当課長

昨年10月のフォーラムにつきましては、参加者は基本、どの世代でもということで募集させていただきましたが、メンターゲットにつきましては現役世代ということで設定させていただきました。目的としましては、現役世代から社会参加の大切さに気づいていただきたいということで行いました。基調講演を元フジテレビアナウンサーの菊間千乃弁護士にお願いするとともに、知事と3名の有識者によるパネルディスカッションを行いました。フォーラムの参加者にアンケートを実施させていただいておりますが、満足、まあ満足という肯定的な反応がおおむね9割でございました。自由意見としましては、人生設計を考える良い機会となったという意見のほか、若い世代からの人生設計が大切であって、そのためのきっかけづくりが重要ではないか、働いているうちから積極的に社会参加することが大切であろうなど、若い世代や現役世代からの意識啓発、社会参加促進の必要性に関する意見がございました。さらに、将来のモデルとなる人が身近にいるとよい、多様な生き方のために選択肢を多く用意してほしい、こういった意見もございました。こういった意見を踏まえまして、来年度につきましては、先ほども少し御紹介しましたが、まずはこのネットワーク、今、四十数団体になっていますが、このメンバーというのをもっと拡大していきまして、取組をどんどん広げていきたいと思っております。それと併せまして、実際に事例を生み出すプロジェクトにトライしていきますので、生き生きと活動される事例をもっと多く生み出して、積み上げていって、みんなに身近で参考にしていただく、こういった取組につなげていきたいと思っております。

赤井委員

今年度、平成29年度は幅広いターゲットという形だったのですが、新年度ど

ういう形にするのか、第1回の三浦さんは非常にインパクトのある人だったので、大勢の方が来て、すごい内容だったと思いますので、是非、第3回も期待をしておりますので、お願いをしたいと思います。

それで、保健福祉計画の85ページに、少し戻りますが、先ほど来、社会参画の推進ということで、現状と課題の最後のところに、それぞれの希望に応じて活躍できる環境づくりが求められますとも出ております。高齢者の方の就業の状況や働きたいという状況については、すごく多いと思います。総務省の労働力調査、それから、内閣府の高齢者の地域社会への参加に対する意識調査、これが今回の委員会資料の8ページにも出ておりますが、これは内閣府の高齢者の地域社会への参加に対する意識調査、平成25年度とあるのですが、最新年度の状況というのはいつかんでいきますか。

高齢福祉課長

この調査は5年ごとに行われておりますので、これが最新のものとございます。

赤井委員

内閣府で高齢社会白書を出しています。昨年暮れに出ています。昨年暮れの内閣白書によりますと、8ページに書いてあります下から4段目に、29.5%の方々が働けるうちはいつまでも、23.6%が70歳ぐらいまで働きたいと、こういう結果と出ていますが、最新版によりますと、働けるうちはいつまでもというのが42%、70歳ぐらいまでというのは21.9、更に70歳、75歳、80歳ぐらいまでと全部合わせますと8割行っているのです。ですから、そういう意味では、この数値も少し、確かに5年ごとの内閣府の調査なのだが、高齢白書のほうは随分差があると思っておりますが、その辺については後で精査しておいてもらいたいと思います。

そういう意味で、この就業については、今回の保健福祉計画の3ページにも、おとしの9月に国連で決めた例のSDGsここら辺を受けて、しっかりと取り組んでいかなければいけないということで、国のほうもアクションプランで高齢者に対して様々、あらゆる人々の活躍の場ということを想定しています。例えば、SDGsの実施指針、政府が決めた優先課題の一つにあらゆる人々の活躍の推進というのがあります。特にその中で、働き方改革の着実な実施ということで、平成30年度新規として3,194億円、働き方改革ということで、高齢者等の就労支援というのが出ていますが、先ほど来、高齢者の就労支援って様々出ていたのですが、この国が決めている働き方改革で高齢者の就労支援、特に何かつかんでいるものはありますか。

雇用対策課副課長

国のほうでは働き方改革、今いろいろ議論していますが、どちらかといいますと勤務時間や非正規雇用の正社員化、あるいは処遇改善、そういったものを行っています。基本的な県と国の役割としまして、国のほうは職業紹介を中心に行っているのですが、県のほうは今、就業支援のほうを行っている、こういう状況でございます。

赤井委員

さらには、高齢者などの人材を最大限発揮させたというようなところの企業

を表彰というような話も出ています。産業労働局の所管になるのかもしれないので、担当者がいらっしやらないかもしれませんが、産労のほうでも今回、高齢者をしっかりと雇用しているという、かながわシニア起業家ビジネスグランプリ2018、これがありまして、プラン部門でも、おおむね55歳以上で1年以内の起業を予定しているということで奨励賞、高齢者とその家族向け安全運転講座を開催、考えられないようなものを一生懸命プランとして考えられているようなものもあるのですが、ここら辺については今後どうやって拡大していくつもりでいますか。産業労働局はいないですか。

雇用対策課副課長

表彰のほうは私どものほうでは所管していませんが、県のほうで経営団体、あるいは労働団体と生涯現役促進協議会というものをつくっています。そこでフォーラム等を行っているのですが、その中の高齢障害求職者雇用支援機構神奈川支部というところが高齢者促進に一生懸命取り組んでいる企業さんを表彰しています。そういったものの紹介等を行っています。

赤井委員

高齢者の方が起業したり様々なチャレンジをしたりしてイノベーションの創出などの成果を上げている企業の表彰ということで、来年度、ダイバーシティ、バリアフリーの推進という点も実施指針の中に明確にうたってあります。是非この辺、国のほうでこういう形で推進しているわけですから、神奈川県としてもしっかりとこれを取り入れていっていただきたいと思います。

この就業と同時に、様々、高齢者の方の居場所ということで、環境づくりということで、ボランティアの方も様々動かれています。このボランティアの中で、たまたま先日少しある方から話を聞いたのでは、NPOなのですが、りぷりんと・ネットワークがあると聞いたのですが、神奈川県にもこのりぷりんと・ネットワーク、横浜と川崎にあると伺っているのですが、ここら辺について何か特筆すべき点、そしてまた、こういうものを神奈川としても是非アピールしていったらいいのではないかと思うのですが、その辺について御意見を頂きたいと思います。

未病対策担当課長

リプリントの関係は川崎と青葉のほうで少し活動しておりまして、特筆すべきところは特段ないのですが、主な状況だけ、まず御説明をしたいと思います。りぷりんと・かわさきにつきましては、平成16年5月に厚生労働省のリプリント事業、そういったものを活用した東京都健康長寿医療センター研究所のほうでチームをつくりまして、その研究チームで3地点でこのリプリントの事業をやりまして、そのうち1地点に川崎市多摩区が指定をされて、取り組んでおります。平成16年から研究が始まりまして、その後、りぷりんと・かわさきという自主的なボランティア団体が18年11月に発足いたしまして、その後、現在、幼稚園、保育園、小学校、そういったところで活動しておりまして、会員数のほうは今、65名いらっしやるとお伺いしています。青葉区のほうなのですが、りぷりんとフレンズ・あおぼという名称で、こちらのほうは平成23年9月から文部科学省の委託事業、その一環として読み聞かせの活動を開始されましたが、こちらのほうは平成24年4月に自主的なボランティア団体が発足い

たしまして、現在、域内の9カ所で活動している、そのようになっています。

赤井委員

最初は東京都の健康長寿医療センター、これはいまだに事務局になっていますが、東京都と厚労省が助成金を出して、世代間交流による高齢者の社会貢献に関する研究というところから始まったとも伺っております。今のところ首都圏、遠いところでは滋賀県などにあるようですが、それなりの結果も出てきているという話も聞いております。是非またこういうリプリント、NPOですから、県としてそれを推奨するなどというわけにいかないかもしれませんが、是非、何かのときには広報していただくといいかなとも思います。

次に、福祉介護人材の定着という点で、110ページのあたりから、介護人材について、介護のイメージアップや介護職員のモチベーションアップを図る取組というのが出ています。平成23年12月13日に厚労省の老健局から介護マークの周知という点が出ていたと思います。私もこれを初めて知ったのですが、介護している方が、例えばお手洗い、女性を介護しながら女性のトイレに入っても、介護中というマークを持っていけば入れるという、こういう話だそうです。認知されていないのではないかと思うのですが、国としてはしっかりと事務連絡として周知をなさいと、こう出ているようなのですが、まず、この介護マーク、そして、その周知について、今どのような形になっているのか教えてください。

高齢福祉課長

介護マークは、委員言われましたとおり、介護中であることを示すもので、首からかけられるようにケースに入れて使用するものでございまして、静岡県で策定をされております。先ほども言われたとおり、平成23年12月に厚生労働省から事務連絡があったときに、県のほうでも県内各市町村に情報提供を行っております。また、平成25年度に利用状況を調査した際には、希望に応じて配布する市町村を含め、4市2町が使用をしておりました。最近の確認状況では6市2町が使用していると把握をしております。

赤井委員

たしか静岡県が最初に始め、それを国としても認めて、全国にこれを使ったらどうだろうかということで、介護人材のモチベーションアップのためにという形で始まったとも伺っているのですが、神奈川県内では8市町、他の市町村ではまだそういう点では進んでいないようなのですが、神奈川県としてはこの介護マークについて進めていくという、そういうつもりはないのでしょうか。

高齢福祉課長

介護マークの使用方法につきましては、市町村の状況に応じて取り組んでいるところではございますが、市町村に対しまして、県といたしましても会議等の場面で、介護者の方を支援するツールの一つとして改めて活用状況の情報提供を行うなど、普及に努めてまいりたいと考えております。

赤井委員

せっかくこういうマークがあるわけですし、今、介護人材が非常に不足をしている、こういう中であって、高齢者の方が自分より年配の方を介護するという場合もあるかもしれません。その場合、どちらが介護しているか分からない

ので、是非できればこの介護中のものを何か首につけておけば、この人が介護しているのだなど、年齢の上の人が若い人を介護する場合もあるかもしれないので、そういう点もありますし、いろいろな意味で、せっかくできている、この介護中という介護マーク、これについては是非使っていただきたいとも思います。

それから、マークということでは、今回も認知症について様々なところにも出ておりますが、認知症の人と家族を支えるマーク、これを作成したと思います。この認知症のオレンジリングを私も持っていたのですが、前にも言ったように、手で一緒に洗っているうちにイエローリングに変わってしまったので、リングよりも何かバッジというか、ほかにつけることができるような、認知症の方をサポートするような、そういうマークがないだろうかということで提案を我が会派からさせていただいて、神奈川県で様々な形で選定をしたと伺いました。選定の状況、そして、今のどんなような形のものができ上がったのかについてお伺いいたします。

高齢福祉課長

認知症の人と家族を支えるマークにつきましては、通常、認知症の人を支えるシンボルでありますオレンジリングにつきましては、認知症サポーターの印として全国展開をしておりますが、先ほども言われたとおり、常に着用するには使いにくいのと、身につける人が少ないということで限定的な利用となっております。そうしたところで、神奈川県独自のマークを作成したところがございますが、このマークは学校法人岩崎学園との包括協定によりまして、横浜デジタルアート専門学校から応募のあった68作品の中から、認知症の人、その御家族、美術評論家等で構成する選考委員会において最優秀作品として選ばれました。マークにつきましては現在、このマークを活用した啓発グッズを作成するというところで検討をしているところでございます。今後、例えば認知症サポーターのステップアップ研修を受講してボランティア活動を行いますオレンジパートナー、県の独自の取組がございますが、そちらのオレンジパートナーに対してバッジ等として配布をする予定や、県の様々な広報媒体に活用して、市町村等も使用できるよう、啓発グッズの作成を検討していきたいと考えております。

赤井委員

せっかく今回、岩崎学園の学生さんたちがつくってくれた、しゃれたマークだと思いますので、いろいろな御意見を伺いながら、普及できるように、そしてまた、認知症についてはオレンジパートナー制度という、これは神奈川県独自だったと思うのですが、これも認知されていないと思いますので、この辺についてもしっかりと周知する方向でお願いをしたいと思います。介護や認知という点についてもSDGsの国の実施指針の優先課題の8番に、健康長寿の達成ということで、科学的介護の実現というのにも出ています。これは介護や認知症、これもケアだけでなくてキュアも推進、癒す、取り除く、治すなどということですが、こういうことで国もいろいろと、例えば介護度が3から2に改善されたなどということに対して点数を与えるなどという形になってきましたが、そういう意味で科学的な分析、これをしながら、これから認知症、介護につい

てもしっかりと取り組んでいくとも出ていますので、是非、神奈川県としてもこの認知症、そして介護については先進県であっていただきたいと思っています。

引き続きまして、最後に、警察にお願いをしたいと思います。先ほど来、防犯という観点で様々な話がありました。高齢者の防犯対策ということで、70ページにも、高齢者に関わる事故や犯罪被害が増加しているという、防犯対策事業というのがあります。この中で、特に私たちの会派で代表質問、また先日の常任委員会でも、巡回連絡ということで特化をして伺っていききたいと思います。

まず、簡単に、巡回連絡というのはどういうことなのか、おさらいをしたいと思います。

地域指導課長

巡回連絡の目的を説明させていただきます。交番や駐在所の警察官が地域の皆様の家庭や会社等を訪問して、犯罪の予防、災害の事故等の防止に必要な情報を提供することとしております。あわせて、地域の皆様の困りごと、意見、要望等をお伺いして、良好な関係を保持するとともに、地域の実態を把握しまして、皆様の日常生活の安全と平穏な生活を確保することを目的に実施しております。

赤井委員

この巡回連絡をする際に、巡回連絡カード、この記入という点があるようです。県警のホームページでも巡回連絡カードの記入に御協力くださいとも書いてあります。この巡回連絡カード、これを記入するのは警察官なのですか、それとも、訪問して自分が書くのですか。

地域指導課長

警察官が訪問いたしまして、その世帯主に原則として書いてもらっております。ただし、本人が字が書けないというような理由があれば警察官が代わって書く場合もありますが、大半は世帯主本人に書いていただいております。

赤井委員

今、個人情報ということで、警察官であったとしても情報を出したくないと、こういうような方々がいて、書いてくれないというような話も聞いておるのですが、神奈川県の巡回連絡実施要領というのがあります。この第10条に、これは私の読み方があれなのかもしれないのですが、受け持ち警察官はうんぬんで、必要事項を聴取して自ら巡回連絡カードを作成するものとする、警察官が自ら巡回連絡カードを作成すると読めてしまうのですが、これは、さっきの話ですと世帯主が書いていただくと言っているのですが、どうなのですか。

地域指導課長

ここに記載されている内容からですと、委員のおっしゃるとおり警察官が主体になってきますが、今の指導では、世帯主に基本的に書いてもらうようにしていただいております。

赤井委員

では、これを変えなければまずいですよね。実施要領、これは改定が平成29年8月9日ですから、幾らでも変えられると思うので、これを読み込むと、受け持ち警察官が自ら巡回連絡カードを作成ということですから、さっきの話と

違って来るかなとも思うので、今後は是非、検討してもらいたいと思います。

それで、前回の常任などでもそうだったのですが、アパートやマンションなど非常に入りにくいというようなところがあると思うのですが、例えばアパートなどの場合だったら、大家さんに預けてしまって10軒分を大家さんに頼むなど、こういうことはないのですか。

地域指導課長

現状、そのような巡回連絡は一切行っておりません。必ず基本的には個別に訪問いたしまして巡回連絡の趣旨を説明した後、理解と協力を得て、案内カードの作成をしていただいております。

赤井委員

大体この巡回連絡、中には高齢者から始まって、単身世帯から始まって、様々な世帯があると思います、アパートからマンションから、そういう中で一人の警察官の方が担当する世帯といますか、これは大体どの程度で、また地域によって違いはあるのか、例えば横浜の繁華街のほう、あるいは県域の山のほうなどという点での違いというか、そういう点はどのようなのですか。

地域指導課長

交番と駐在所の地域警察官の一般世帯に対する世帯数であります。交番勤務員1人当たり1,046世帯、駐在所勤務員1人当たり2,042世帯となっております。ただ、1人当たり受け持ち世帯の多い交番は3,910世帯、駐在にあっては5,336世帯というところもございます。

赤井委員

大変ですね、原則として1年間に一遍は訪問しなさいと実施基準にも出ているわけなので、そういう意味では、1,000世帯というところと5,000世帯というところでは全然違うと思うのですが、今こういう様々、防犯という観点から言ったら、本当にお巡りさんにぐるぐる回っておいてもらいたいのですが、大体、例えば5,000世帯、小さなところで1,000世帯かもしれませんが、実際はどの程度回れているのですか。

地域指導課長

巡連区ごとにその回数は調査をしておりますが、県下全体では全世帯の掌握率としてはおおむね40%になっております。

赤井委員

その中であって特に、今回高齢者ということもあって、高齢者に対しては、おおむね65歳以上の高齢者で適当な看護者のいない、次に掲げる者に対する実施回数は6カ月に1回と第5条にあるわけなのです。2点あって、心身の衰えの度が高くて起居が不自由な者、2番として精神的な不安が強いなど、特に要保護性が強いと認められる者は6カ月に1回ということなのですが、今の実際に回っているという状況からいったら、1年に一遍すら回れていないのですから、高齢者でこういうような方々のところはとてもではないが回れないですよ。その辺はどうなのですか。

地域指導課長

委員おっしゃるとおり、一応、巡回の回数は実施要領で決まっておりますが、昨今の社会の情勢、確かに刑法犯認知件数は減少にあるものの、一つ一つの取



扱いに関する事件・事故、例えば人身安全関連事案や児童虐待など、それから各種警察相談、もろもろの事案の取扱いに相当数時間を要しております。したがって、巡回連絡に要する時間がかなり省かれているというところもありまして、残念ですが、定められた回数、行けていないような状況になります。

赤井委員

ここ一兩日、虐待で幼児が亡くなっているなどという話が連日のように報道されています。非常に警察官、他の事件・事故、交通事故やいろいろな事案があつて忙しいと思いますが、せつかく巡回連絡というものが実施ということで実施要領があるわけですから、是非高齢者、特に独居老人の方が非常に増えてきていますので、この辺については、時間を見ながら、大変だと思いますが、特に高齢者の、先ほど来話があつた、オレオレ詐欺から振り込め詐欺からと、こういうような問題等も含めて、防犯対策としてこの巡回連絡については積極的に行つていってもらいたい、と同時に、県警のホームページに役に立った事例というのがありました、迷子や病人の保護、山岳避難、そして震災発生時の連絡と、こういう点で、最後に震災発生時、住所録がなくなつてしまつて親戚に連絡をとりたいのだがということで巡回連絡カードを確認したという話、これは交番に行けば誰でも教えてくれるのですか。

地域指導課長

個人情報でございますので、第三者に教えることは一切ありません。ただし、そのカードに書かれている家族の親戚であつて、尋ねようとしている人間の状況が特定されるような状況であればお教えしますが、そこには警察官が必ず立ち会つて確認をします。

赤井委員

非常にこの巡回連絡カードを書いていただくには、それこそマンション等に入ることができないなど、いろいろと御苦労がいっぱいあると思います。しかし、いざというときにこの巡回連絡カードが非常に役に立つとも思います。今の時点では紙ベースということでアナログになっていますが、今後、情報の漏えいなどいろいろな問題があるのですが、ICTの活用という点で、是非その点についても考えていただいて、防犯、そして犯罪のない神奈川県、しっかりと守っていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。